路線名	区間
［略］	
三百七十三号	岡山県英田郡西粟倉村大字影石から同村大字坂根まで
	鳥取県八頭郡智頭町駒帰から同町市瀬まで
三百七十四号	美作市から岡山県勝央郡勝央町まで
［略］	

備考　表中［一］の記載は注記である。

［二～四　略］

路線名	区間
［同上］	
三百七十三号	岡山県英田郡西粟倉村大字影石から同村大字坂根まで
	鳥取県八頭郡智頭町駒帰から同町市瀬まで
［項を加える。］	
［同上］	

［二～四　同上］

附　則

この告示は、平成三十年三月二十三日から施行する。

○国家公安委員会告示第九号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人茨城県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十三日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　公益財団法人茨城県暴力追放推進センターの代表者の氏名

㈠　変更前の代表者の氏名　幡谷　祐一

㈡　変更後の代表者の氏名　島村　宏

二　変更を行った年月日　平成三十年二月三日

○財務省告示第七十一号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成三十年二月二十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年三月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第十七回	三十億円	百四円十五銭
〃	〃	七億円	百四円二十銭
〃	〃	十五億円	百四円二十五銭
〃	第二十回	五億円	百四円七十五銭
〃	第二十一回	十九億円	百五円二十四銭
〃	〃	五億円	百五円二十八銭
〃	第二十二回	六億円	百五円五十銭
〃	〃	十億円	百五円五十四銭
〃	〃	三十億円	百五円五十五銭
〃	〃	三億円	百五円五十六銭
〃	〃	五十四億円	百五円五十七銭
〃	〃	十六億円	百五円五十八銭
合計		二百億円	

○厚生労働省告示第百十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第四十六条第四項第二号又は第三号（同法第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一、第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成三十年三月二十三日　厚生労働大臣　加藤　勝信

1　労働安全衛生法第三十八条第一項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録製造時等検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人日本ボイラ協会	埼玉検査事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目十三番十九号	関東検査事務所	東京都港区新橋五丁目三番一号	平成二十九年七月十八日

2　労働安全衛生法第四十四条第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のものに係る登録個別検定機関の代表者の氏名の変更

名称	住所	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
公益社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市広瀬台二丁目十六番二十六号	永石　治喜	榎本　克哉	平成二十九年六月八日

3　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式以外の制動方式のもの、プレス機械又はシャーの安全装置、防爆構造電気機械器具、防じんマスク、防毒マスク、木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のもの、動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するもの、交流アーク溶接機用自動電撃防止装置、絶縁用保護具、絶縁用防具、保護帽及び電動ファン付き呼吸用保護具に係る登録型式検定機関の代表者の氏名の変更